

短期給付・保健事業に係る

個人情報取扱について

組合員及び被扶養者、並びに年金受給者の皆さんの個人情報は、共済組合が業務を行う上で、なくてはならないものであり、その取扱いについては、共済組合の個人情報保護に関する基本方針に基づき安全に保管し、適正に取り扱うことを、最大の課題と認識し事業運営を行っています。

● 組合員にかかる給付方法と医療費のお知らせ等に関する同意について

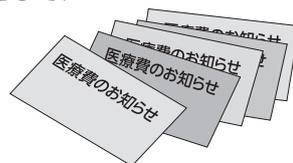
本組合では、皆さんが医療機関等の窓口で高額な自己負担額を支払った場合、組合員からの請求に基づかず、医療機関等からのレセプトに基づき給付をしています。また、医療費増嵩対策のひとつとして、医療費や健康に関心を持っていただくことを目的に世帯単位で医療費のお知らせを作成しています。

これらの取り扱いについては、本人の同意が求められています。

つきましては、下記のことについて、皆さんからのご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 高額療養費、一部負担金払戻金等を本人の請求に基づかずに支給すること。
- ② 「短期給付決定及び送金通知書」（一覧表）を所属所長に送付すること。
- ③ 「医療費のお知らせ」等を世帯単位で作成すること。

なお、①について同意されない場合は、高額療養費、一部負担金払戻金等は、組合員の皆さんが、その都度共済組合へ請求していただくこととなります。



● 保健事業における個人情報の取扱いについて

本組合が保有する組合員・被扶養者の皆さんの個人情報を基に、疾病予防に関する各種健診の受診券等を発行し、所属所を通じて配布しています。また、より効果的な保健事業を行うため健診結果を活用します。

これらについては、本人の同意を求めておりませんが、次のことについて、ご異議がなければ同意されたものとみなしますのでご了承ください。

- ① 成人病健診の対象者に受診票を発行すること。
- ② 成人病健診の結果、精密検査の該当者に精密検査受診票を発行すること。
- ③ 特定健康診査の対象者に受診券を発行すること。
- ④ 特定健康診査の結果、特定保健指導の該当者に利用券を発行すること。
- ⑤ 健診結果の情報を授受すること。



特定保険料率に相当する財源率について

短期給付事業に係る財源率のうち、高齢者医療制度に対する拠出金に必要な財源率（特定保険料率）は、右の表のとおりです。

特定保険料率は、組合員の皆さんに高齢者医療制度への支援について理解を深めていただくため、周知することとされています。

（奈良県市町村職員共済組合定款第40条第2項）

定款上の短期財源率（所要財源率）	100.80%
100.80%のうち	
前期高齢者納付金	24.14%
後期高齢者支援金	18.74%
老人保健・退職者給付拠出金	1.43%
合計	44.31%